

野田市告示第 94 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の者に収入金の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 5 日

野田市長 鈴木 有

1 収納事務受託者

千葉県野田市鶴奉 5 番地の 1
公益社団法人野田市シルバー人材センター
会長 澤田 健次郎

2 収入金の種類

複写機使用料及び印刷機使用料

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで